

監査公表第 549 号

定期監査（工事）の監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会委員長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 19 年 2 月 13 日

京都市監査委員	青	木	善	男
同	久	保	省	二
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

1 平成 17 年度定期監査（工事）（平成 18 年 5 月 26 日監査公表第 536 号）

（都市計画局－1）

監 査 の 結 果
<p>設計積算に関する基準類の適用について</p> <p>設計積算に際し、基準類の基本的な事項を的確に反映していないものが見られた。</p> <p>設計積算の指針となる基準類は多数あるが、基本的な事項については的確に設計に反映しないと、積算、施工管理及び工事完成後の維持管理に各種の問題が生じることがある。</p> <p>基準類の基本的な事項に関して、設計積算チェックリストを作成するなどして十分に確認を行い、適切に設計積算をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（電気設備工事共通）</p>

講 じ た 措 置
<p>設計積算に関する基準類の適用については、適用すべき基準類に基づき、適正に設計積算が行われているかを確認するために、「設計計算書類作成チェック一覧」を平成 17 年 12 月付けで作成し、企画設計課は平成 17 年 12 月 27 日に、整備支援課は平成 18 年 1 月 6 日に、適切な設計積算を行うよう、それぞれの担当者会議において関係職員に周知した。</p>

(都市計画局－2)

監 査 の 結 果

鉄筋探査費用について

耐震補強のため設置する鉄骨ブレースの施工に伴って実施される既存躯体の鉄筋探査に係る費用について、探査する箇所数の算定を誤っていたため、過大積算となっていた。

算定の根拠となる単価表の表記を分かりやすくするなど、適正に積算をされたい。

(京都市山科区総合庁舎地震補強工事 ただし、建築工事)

講 じ た 措 置

鉄筋探査費用については、平成18年度版単価表の表記を分かりやすく改めるとともに、平成18年6月14日の担当者会議において関係職員に周知した。

(都市計画局－3)

監 査 の 結 果

共通費の算定における処分費について

工事に伴い発生するコンクリートガラ等の処分費を一般工事費に含めて発注する場合、処分費の共通仮設費及び現場管理費は計上しないこととされているが、これらの経費を計上していたため、過大積算となっていた。

設計積算チェックリストを作成するなどして十分に確認を行い、適正に積算をされたい。

(京都市葛野老人デイサービスセンター・児童館(仮称)等新築工事  
ただし、建築主体その他工事ほか)

講 じ た 措 置

共通費の算定における処分費については、一般工事費に解体工事が含まれる場合、処分費に対し共通仮設費及び現場管理費を計上しないよう、設計担当者と照査担当者が確認を行い、より正確を期することを、平成18年5月18日の担当者会議において関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

工事实績情報の登録費用について

請負代金額が500万円未満の工事について、簡易コリNZ登録費用の共通費を積み上げ計上しないこととされているが、その登録に要する費用を計上していたため、過大積算となっていた。

積算チェックリストを作成するなど、適正に積算をされたい。

(京都市四ノ宮児童館学童クラブ(仮称)分室整備工事  
ただし、音羽小北側校舎1階育成室改修工事)

講 じ た 措 置

工事实績情報の登録費用については、平成18年度発注分から、適正な積算を行うよう、共通費計算表の様式を新たに簡易コリNZ登録費用の共通費チェック欄を設けた様式に改め、平成18年6月14日の担当者会議において関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

委託料の算定について

委託料の算定に際し、構造設計において二次設計を義務付けることにより委託する業務量を割り増した場合、直接人件費の補正を行う必要があるが、補正計算に誤りがあったため、過大積算となっていた。

局が定めた「設計及び工事監理委託料算定基準・同運用」を分かりやすくするなど、適正に積算をされたい。

(京都市伏見消防署新築工事設計委託  
ただし、建築及び設備工事設計委託ほか)

講 じ た 措 置

委託料の算定については、委託する業務量の補正を行う場合の直接人件費の算出に関しては、職員が積算を誤らないように、平成18年度版の「設計及び工事監理委託料算定基準・同運用」に具体的な計算例を掲載し、分かりやすい解説に改めるとともに、平成18年6月1日の都市計画局技術職員研修において周知した。

なお、構造設計において二次設計を義務付けた場合に行っていた直接人件費の割り増し補正については、平成17年6月に公表された「官庁施設の設計業務等積算要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)において、考慮されなくなっているため、都市計画局においても、平成18年度版の「設計及び工事監理委託料算定基準・同運用」では、補正の考え方を廃止した。

監 査 の 結 果

設計計上数量の數位について

設計書における設計計上数量の數位については、前回の定期監査（工事）において指摘した。しかし、今回も、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準書」という。）の数値基準に基づかない數位を計上していた工種があった。

数量集計表による數位の確認を徹底するなど、適正に積算をされたい。

（舗装復旧工事ほか）

講 じ た 措 置

設計書における設計計上数量の數位については、平成18年5月9日付け「土木工事に関連する設計業務の適正化について（通知）」により設計書の照査及び準拠すべき基準を遵守するよう、所属長に厳命した。

また、積算事務を担当する職員に対しては、平成18年6月14日の「土木工事標準積算基準書」に関する説明会において、「工事設計図書作成マニュアル」に基づく数量計算を厳しく指導し、適正な積算を行うよう周知した。

監 査 の 結 果

工事实績情報の登録費用について

工事实績情報の登録費用については、前回の定期監査(工事)において指摘した。しかし、今回も、請負代金額が2,500万円以上の工事について、当該登録費用は、積算基準書では現場管理費率に含まれており、積み上げ計上しないこととされているにもかかわらず、その登録に要する費用を計上していたため、過大積算となっていた。

積算チェックリストを作成するなど、適正に積算をされたい。

(舗装復旧工事)

講 じ た 措 置

工事实績情報の登録費用については、平成18年5月9日付け「土木工事に関連する設計業務の適正化について(通知)」により設計書の照査及び準拠すべき基準を遵守するよう、所属長に厳命するとともに、請負代金額2,500万円以上の工事の場合には、登録に要する費用を計上できないよう、土木工事積算システムを変更することによって、適正な積算を行うよう改めた。

2 平成16年度定期監査（工事）（平成16年11月4日監査公表第509号）

（教育委員会－1）

監 査 の 結 果
維持管理業務委託料の算出に当たり、積算の根拠となる資料が作成されていなかった。 適正な積算を行うよう改められたい。 <p style="text-align: right;">（建物管理業務委託共通） （エレベータ保守管理業務委託共通）</p>

講 じ た 措 置
維持管理業務委託に係る契約を契約担当課へ依頼するに際し、平成17年度から積算資料を作成のうえ、委託料を算出するよう改めた。

3 平成15年度定期監査（工事）（平成16年5月25日監査公表第502号）

（交通局－1）

監 査 の 結 果
委託契約書では、委託業務を完了したときは、検査を行うこととされているが、検査報告書を作成していなかった。 検査終了後、検査報告書を作成するよう改められたい。 <p style="text-align: right;">（高速鉄道烏丸線保守検査業務委託ほか）</p>

講 じ た 措 置
保守管理業務委託の履行を確認する方法として、工事のような竣工検査は、業務の性質から適切でないため、委託契約書を実態に即した内容に改めるとともに、履行確認終了後、検査報告書の作成に代えて、契約決定通知書等の検取欄への記入及び押印等、規定の運用についても見直しを行い、平成17年4月1日から実施した。

（監査事務局第一課）